

「ミライのシゴト EXPO」市制施行 60 周年記念事業会場隣接地で実施する社会実験（ポップアップストア・キッチンカー等の出店）の事業協力者募集要領（追加募集）

1 目的

門真市が主催する小学生向けの仕事やスポーツ体験のイベント開催に合わせ、隣接地である庁舎エリア内の公共空間で、ポップアップストア等を出店することで、庁舎エリアのまちづくりの方向性である「多様な利用を促す開かれた拠点」としての活用について検証する。

【参考】「ミライのシゴト EXPO」とは、門真市の子どもたちの未来を応援するため「子ども LOBBY キャリア教育イベント登録企業・団体等」との公民連携により、子どもたちが様々な職業やスポーツなどを幅広く体験することで、将来の夢や目標を見つけるきっかけづくりを目的とする取り組みです。
想定される来場者数は、約 1,000 人を想定しています。

2 募集内容

(1) 出店日

令和5（2023）年 11 月 25 日（土）

(2) 出店許可時間

9時 30 分から 16 時まで

※門真市立総合体育館等で実施する門真市主催のイベントは、9時 30 分から開会式、各ブースは屋外も含め 10 時から 15 時までの予定です。

※出店許可時間内であれば、出店時間の短縮も可能です。

※行政財産の管理上やむを得ない場合は変更することがあります。

※「ミライのシゴト EXPO」が荒天等により中止の場合はこの社会実験も中止します。

(3) 出店場所

門真市立総合体育館西側空地（別図参照）

ポップアップストア 6区画程度（1区画 3m×4m=12㎡）

キッチンカー 5区画程度（1区画 5m×4m=20㎡）

※区画数は変更となる場合があります。

※出店場所（区画）は市が決定し、審査結果の通知時にお知らせいたします。

(4) 出店料

不要です。

3 出店の要件

(1) 共通事項

- ・出店について、第三者に権利の譲渡又は転貸等を行うことなく、自ら行うこと。
- ・音響設備や拡声器等を使用する場合は、周辺環境への配慮すること。
- ・危険な行為をしないこと。また他の利用者に迷惑をかけないように努めること。
- ・事業者及び利用者のアルコール消毒等の感染症対策を施すこと。

(2) 飲食物を取り扱う場合

(1)の共通事項に加え、次の要件も遵守してください。

- ・酒類を販売しないこと。
- ・調理、包装済みの飲食物を販売する場合は、名称、期限表示、製造者、販売者等を必ず表示すること。
- ・出店者は、出店者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水含む）を処理すること。また、購入者に対してゴミ箱への廃棄をお願いすること。
- ・火気を使用する場合、消火器を設置すること。
- ・飲食を提供する場合、大阪府の露店営業許可、自動車営業許可など、当該場所での営業に伴い、関係法令上必要となる許可証、資格を有していること。
- ・食物販の場合、食料品等販売業の許可を受けていること。

4 事業協力者の要件

- ・最大区画数を超える申込があった場合は、門真市内の事業者を優先します。
- ・出店に伴い関係法令上必要となる許可、資格等を有しているもの
- ・次のいずれにも該当しないもの
 - ① 国税及び地方税について滞納しているもの
 - ② 破産者であって復権していないもの及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされているもの又は民事再生法に基づき更生手続きの申立てがなされているもの
 - ③ 社会実験で政治的活動、宗教活動を行うおそれがあるもの
 - ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - ⑤ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
 - ⑥ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

5 出店申込方法

(1) 出店申込期間

令和5（2023）年10月24日（火）から11月7日（火）まで

※11月17日（金）まで延長します。

(2) 提出書類

- ① 出店企画書（様式1）
- ② 門真市内に事業所を置いていることが確認できるもの（税務署の受領印のあ

る開業届など)

※門真市内の事業者に限る。門真市外の事業者は不要です。

- ③ 営業許可書（飲食店に限る）など、出店品により提出や証明が必要な書類

(3) 提出方法

下記の申込フォームから申込を行ってください。

<https://logoform.jp/form/JYTH/1024-1107>

※申込フォーム以外での申込は不可です。

※(2)の提出書類は、上記申込フォームから画像提出で行います。

(4) 審査等結果の通知

令和5（2023）年11月8日（水）にメールにて通知いたします。

※当初の出店申込期間経過後の申込については、審査等終わり次第メールにて通知いたします。

※応募が最大区画数を超えた場合は、審査を行います。

※審査内容については提供サービスの重複を避け、こども向けのイベントであることを重視し、選定を行います。

6 その他

- 今後の社会実験の検証のため、出店者アンケート及び売上のご報告をお願いしております。ご協力よろしくお願いいたします。
- 資材、材料、手続き等、社会実験を実施するうえで必要となる費用、保険や許可等すべては、事業協力者側の負担とし、本市と事業協力者の間に金銭等の授受は一切発生しません。
- 社会実験によって発生した事故や損害等については、本市はその責任を負いません。事業協力者において対応及び補償する必要があります。
- 事業に伴って発生したごみ等は、事業者の責任において適正に処理してください。また処理に関する費用は、事業者の負担とします。
- 実施場所での喫煙は禁止です。
- 出店場所には電気設備・排水設備、水道設備はありません。

7 問い合わせ先

●社会実験に関すること

門真市中町1番1号 門真市役所 別館2階

門真市 まちづくり部 庁舎エリア整備課

電話 直通 06(6902)6379

電子メールアドレス tos06@city.kadoma.osaka.jp

●「ミライのシゴト EXPO」市制施行60周年記念事業に関すること

門真市中町1番1号 門真市役所 別館1階

門真市 こども部 こども政策課

電話 直通 06(6902)6095

電子メールアドレス chi01@city.kadoma.osaka.jp